令和7年度　　江戸川区立松江第二中学校　『特別の教科　道徳』 教育全体計画

【法的根拠】
日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領

学校の教育目標

・すすんで学ぶ生徒
・心の豊かな生徒
・健康でたくましい生徒

【地域の実情】
【学校の実情】
【生徒の実態】
【教師の願い】
【保護者の願い】

本校の道徳教育の重点目標

思いやりの心をもち、自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成し、発展させる

各学年の指導の重点

第1学年
集団においてより良い人間関係を築き、いじめや差別のない社会を形成しようとする意欲

第2学年
人権についての理解を深め、他者の立場や気持ちを考えて行動しようとする意欲を育て

第3学年
人権について理解し、正しく判断ができ、自主的に行動できる生徒を育てる。

各教科

国語
言語活動を充実させ、自分の考えを伝えるための語彙力をつける。

社会
人権問題に対して理解を深め、公民として必要な資質・能力の基礎を育てる。

数学
数学的活動を通じて、筋道を立てて考察する力を育てる。

理科
自然を愛する豊かな心情と真理を探求する力を育てる。

音楽
美しいものや崇高なものを尊重し、豊かな情操を養う。

美術
情操を養い、豊かに表現したり感じ取る力を育てる。

保健体育
自他の健康・安全に配慮し、生活の中で実践する態度を養う。

技術・家庭
生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

外国語
国際理解教育を通して、改めて日本の伝統と文化を知り、尊重する態

読書科
さまざまな読み物を通してものの見方や考え方を養う。

特別の教科　道徳

各学年の重点内容項目

1年
・命の尊さを理解し、自他の生命を尊重させる態度を育てる。
・人間愛の精神を深め、他人に対する思いやりと感謝の心を育てる。

2年
・身の回りの差別や偏見に気付かせ、思いやりと人権尊重の精神を育てる。
・他者との関わり方について学び、望ましい人間関係を構築する態度を育てる。

3年
・他者に対する思いやり・敬愛の念をもたせる
・『善と悪』の判断が、正しくつけられるようにする。
・『精力善用・自他共栄』を心がけ生活させる。

指導方針
・体験的な活動を通じて、生涯を通して豊かな生活を送るための基礎・基本を身に付ける。
・自らの課題を見付け、解決していく能力を養い、好ましい社会性を育てる。
・夢の実現に向け、社会を知り、自己を知るための学習を行う。
・社会人として通用する基本的な礼儀態度を身に付けさせる。
・他者を重んじて考える機会を意識的に用意する。

指導の工夫
・運営委員会にて計画的に指導を推進する。
・人権について考える機会を設け、人権尊重の精神を養う。
・ボランティア参加等、体験的な活動を通じて道徳的実践力を養う。（生徒会本部中心の地域清掃活動、エコキャップ活動等）

総合的な学習の時間

・社会連帯の意義の価値についての理解を深め、社会をよりよくするために主体的に関わっていこうとする実践意欲を育てる。
・勤労の尊さを理解し、勤労を通して社会に奉仕する気持ちを高め、進んで社会の発展向上に努めようとする意欲を育てる。
・目標を実現するために希望と勇気をもって実行し、困難に屈せず粘り強くやり抜こうとする態度を育てる。

特別活動

学級活動
相手を理解し認め、大切にする心を育て、よりよい人間関係を培っていこうとする態度を育てる。

生徒会活動
社会の形成をしていくうえで、自分自身も責任を持つ必要があることに気づかせ、よりよい社会を目指そうとする心を育てる。

学校行事
行事を通して、学校の一員として自分にできることを考えさえ、自主的・実践的な態度を育てる。

生活指導
・基本的生活習慣の内容を明確にし、指導の徹底を図る。
・集団の一員としての自覚を高め、自己実現を図る態度や能力を身に付けさせる。

環境整備
・一人一人の心の内面に添った生徒理解を目指し、スクールカウンセラー、鹿本特別支援学校と連携し生徒理解に努める。

家庭・地域との連携
・家庭との信頼関係の確立、PTAとの協力関係の確立に努め、地域社会の役割について理解し合う。

推進体制
・道徳教育推進担当を中心に道徳的実践力を育成する。生徒の実態に即した「年間指導計画」に沿って計画的・発展的な指導に努める。